社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会役員等の費用弁償及び旅費に関する規程

（目的）

第１条　この規程は，社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に定める役員，評議員，各種委員会等構成員（ただし常勤の役員を除く。）に対する費用弁償及び旅費に関し，必要な事項を定めるものとする。

（費用弁償）

第２条　役員，評議員及び各種委員等が，市内において会議，行事及び研修（ただし自主研修を除く。）に出席した場合は，日額３，０００円の費用弁償を支給する。

（旅費）

第３条　役員，評議員及び各種委員等が，その職務を遂行するため旅行した場合は，つくばみらい市職員の旅費に関する条例を準用し，旅費相当額の費用弁償を支給する。

（例外規定）

第４条　役員，評議員及び各種委員等が，公用車又は借上車で団体をもって視察，研修見学並びに調査を行う場合にあたっては，会長の判断において費用弁償の一部もしくは全部を打ち切ることができる。

（委任）

第５条　この規程の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

附則

１　この規程は，平成１８年４月１日から施行する。